

松 戸 市 障 害 者 計 画
「改 訂 版」(案)

いきいきと安心して暮らせる社会を目指して

平成19年3月

松 戸 市

目 次

第1章	はじめに	
1	計画見直しの背景	1
2	計画の位置付け	4
3	計画の期間	5
4	基本理念	6
5	基本方針	6
第2章	障害のある人の現況	
1	障害のある人の状況	8
2	人口の推移	14
3	障害のある児童・生徒の就学状況	15
4	障害のある人の就労状況	16
5	アンケート調査結果の概要	17
6	団体ヒアリングの概要	37
第3章	基本施策	
1	市民との相互理解と交流	42
2	自立した日常生活と社会生活の実現	49
3	生活基盤の確立	61
4	住みよいまちづくりの推進	69
第4章	松戸市障害福祉計画	
I	計画の概要	72
II	障害福祉サービス等の提供を通じて目指す平成23年度の 目標値の設定	73
III	障害福祉サービスの提供体制の確保	76
IV	地域生活支援事業の実施に関する事項	87
V	利用者負担額の軽減対策	96
VI	計画達成状況の点検及び評価	97
(参考資料)		
	松戸市障害者計画推進協議会設置要綱	98
	松戸市障害者計画推進協議会委員名簿	100
	障害者計画見直し検討委員会の組織及び運営に関する要綱	101
	障害者計画見直し検討委員会委員名簿	103
	用語解説	104

第1章 はじめに

1 計画見直しの背景

1) 見直しの趣旨

松戸市では、平成10年3月に「松戸市障害者計画」を策定し、「いきいきと安心して暮らせる社会を目指して」を基本理念とし、松戸市の関連計画との整合性を図りつつ、国・県の施策と連携し諸施策を展開してきました。

その後、平成12年度から介護保険制度が導入され、平成15年度には障害福祉施策についても「措置制度」から、利用者自らがサービスを選択・決定できる「支援費制度」に移行しました。

そして、平成18年4月には障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、障害の種別ごとに分かれていた制度を一元化し、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とする「障害者自立支援法」が施行されました。

また、今後、新たに対応しなければならない課題として、身体・知的障害のある人に比較すると立ち遅れている精神障害のある人、高次脳機能障害のある人、発達障害のある人等への支援施策が求められています。

松戸市では、障害者計画推進のため「松戸市障害者計画推進協議会」を設置し、総合的かつ効果的な障害福祉施策の推進に努めてまいりましたが、障害福祉を取り巻く環境の変化等により、大きな転換の時期を迎えているとの認識から、この推進協議会の中に「障害者計画見直し検討委員会」を設置し、平成17年12月にサービス利用者等のニーズや一般市民のご意見をお伺いするために、アンケート調査と関係団体ヒアリングを行い、現計画策定後の状況の変化、新たな課題に対応するため、計画の理念を引き継ぎながら「松戸市障害者計画」の見直しをすることとしました。

2) 国の取り組み

平成14年12月に「障害者基本計画」が策定され、障害者施策の基本に「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」が掲げられ、「施設から地域生活への移行」の方針が明確に打ち出されました。

平成15年度には、都道府県や市町村が福祉サービスの内容等を決定する「措置制度」から障害のある人自身が希望するサービスや提供事業者・施設を選択する「支援費制度」に制度を変更し、福祉サービスメニューの増加、サービス提供体制の整備等、障害のある人の自己決定に向けた取り組みの強化が図られました。

しかしながら、精神障害のある人が対象とされていない、支給決定の市町村格差、ケアマネジメントが明確でないなどの制度の問題点も指摘されました。

平成16年には「障害者基本法」が改正され障害者差別の禁止が理念として明示されました。

平成17年4月には発達障害のある人への発達支援を行うことに関する国、都道府県及び市町村の責務を定めた「発達障害者支援法」が施行されました。

そして、平成18年4月から、障害のある人の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から、障害の種別によらない共通のサービスや医療費の公費負担等を共通の制度のもとで一元的に提供するためにサービス体系の再編成を行う「障害者自立支援法」が施行されました。

3) 千葉県の取り組み

千葉県では、平成8年3月に「千葉県福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者、障害のある人等が安心して暮らせるための基本方針を示し、平成9年3月には、より具体的な「施設整備マニュアル」を定め、身体に障害のある人に配慮した生活環境の整備に努めてきました。

平成16年3月に、県民、当事者(障害のある人等)、福祉の現場で働く人々が一つとなり「千葉県地域福祉支援計画(「福祉力」計画)」を策定し、さらに誰もがその人らしく地域で暮らすためにを基本理念とする「第三次千葉県障害者計画」を平成16年7月に策定しました。

また、きめ細やかな施策の実施を行うため市町村への権限委譲が行われ、障害福祉施策の再編がなされています。

平成18年10月20日には、全国で初となる障害者の差別を禁じた包括的な条例「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定されました。

4) 松戸市の取り組み

松戸市では、平成10年3月に、平成22年度までを計画期間とする「松戸市障害者計画」を策定し、計画に掲げる諸施策の推進に努力してまいりました。

平成14年度から精神保健福祉事務の一部が市町村に移管されたことにより、担当課に専門職(精神保健福祉士等)を配置し、精神保健福祉手帳、通院医療費公費負担事務とともに相談支援機能の強化、ホームヘルプサービスやショートステイサービス、グループホームなどの地域で暮らす方への在宅福祉サービスの充実に努めています。

平成15年度からは、支援費制度が導入され、制度の周知、利用者の選択に対応できるサービスの質と量の確保、利用の支援体制の整備を図ってまいりました。

平成18年3月に、誰もが安心して地域で暮らしつづけられるとともに、より魅力のある生活が実現できるよう「みんなで築く福祉のまち」を基本理念に、福祉関係諸計画を横断的に結びつける「松戸市地域福祉計画」を策定し、市民と行政・事業者の協働による地域福祉の推進に取り組んでいます。

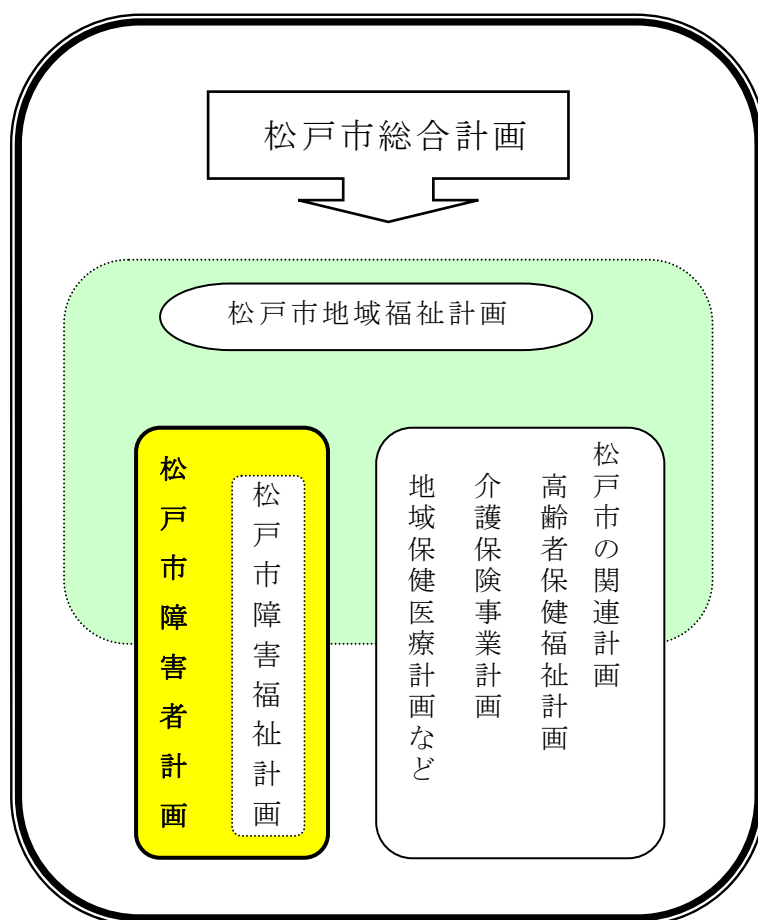
2 計画の位置づけ

「松戸市障害者計画」は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく市町村障害者計画です。

「松戸市障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条の規定及び国の定める「基本指針」に沿って策定する市町村障害福祉計画です。

「松戸市障害者計画」は、その第4章として「松戸市障害福祉計画」を包含しています。

本計画は「松戸市総合計画」を上位計画とし、他の関連計画を踏まえて作成されています。

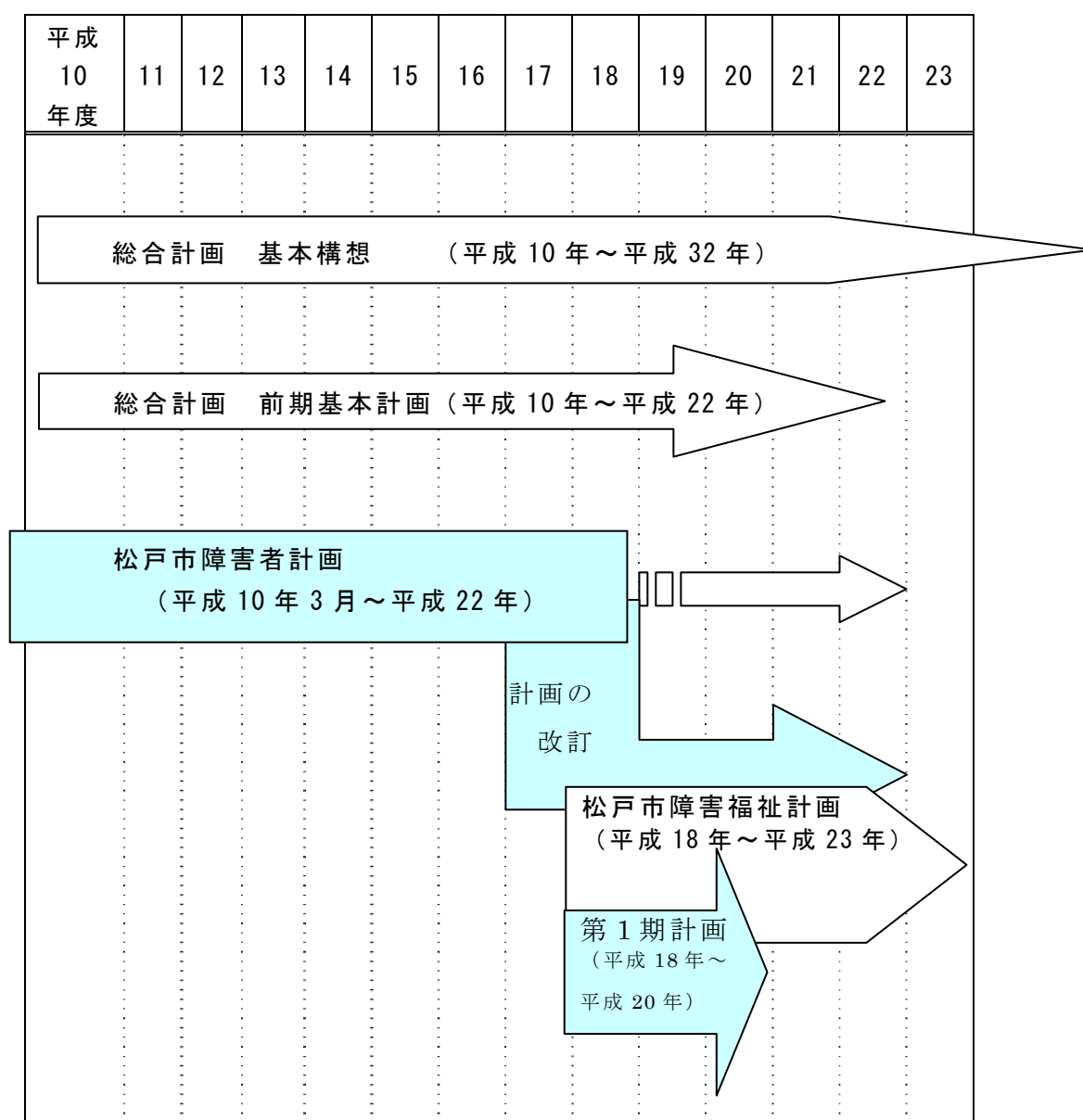


3 計画の期間

本計画は、平成10年度を初年度とし、平成22年度を目標最終年度とする「松戸市障害者計画」について、障害福祉を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するため、現計画の見直しを行い策定したものです。

計画の期間は、平成19年度から平成22年度までとなります。

ただし、第4章「松戸市障害福祉計画（第1期）」の計画期間は、平成18年度から平成20年度までの3年間とします。



4 基本理念

「いきいきと安心して暮らせる社会を目指して」

障害のある人もない人も、誰もが住みなれた地域で共に安心して暮らせる社会を築き、市民一人ひとりが障害(のある人)について正しい認識を持ち、理解するとともに、障害のある人が生活していくうえで、その能力や個性を發揮できる生活環境の整備や雇用機会の拡充等が重要となります。

計画の見直しにあたって「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「バリアフリー」の理念に基づき、引き続き、いきいきと安心して暮らせる社会を目指していくことを基本理念とします。

5 基本方針

(1) 市民との相互理解と交流

障害のある人とない人の様々な相互交流、地域に根ざしたボランティア活動の場を通し、互いの人格と個性を尊重しあい、共に支えあう社会の構築を目指していきます。

地域、家庭、そして学校教育の中で「障害」についての正しい認識と思いやりや、共に支えあい生きてゆく大切さを育んでいきます。

(2) 自立した日常生活と社会生活の実現

障害のある人の自立と社会参加、また、より豊かに生活できるよう、スポーツや文化・芸術活動の場・機会の充実に努めます。

雇用・就労を促進するため、相談支援体制の整備、就労に関する情報提供に努め、個々の状況に応じた就労支援システムの構築を進めます。

障害のある子どもの総合的な療育体制の推進を図るとともに、学校教育の場では福祉教育の充実に図り、児童・生徒の持てる力や可能性を伸ばしていきます。

(3) 生活基盤の確立

出生から高齢期に至るまでの健康維持・増進のため、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見・療育を推進し、健康診査、各種検診、健康教育及び相談事業の更なる充実を図ります。

経済的基盤の安定、将来への不安の解消を図るため、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度及び年金・各種手当の充実を関係機関に働きかけるとともに、医療費負担、利用者負担の軽減に努めていきます。

(4) 住みよいまちづくりの推進

障害のある人もない人もすべての人が暮らしやすいまちづくり、だれでもが参加できる社会の実現のため、バリアフリー化を推進します。

障害のある人や高齢者の安心した生活を守るため、防犯・防災対策の充実に努めます。

第2章 障害のある人の現況

1 障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は 10,071 人(市の全人口の 2.15%)、療育手帳所持者は 1,645 人(0.35%)、精神障害者保健福祉手帳所持者は 1,135 人(0.24%)となっています。実際の障害のある人の人数については、知的障害のある人及び精神障害のある人の把握が難しく、特に精神障害のある人に関しては、手帳取得のメリットがそれ程大きくなかったことなどから、手帳を取得しない人が多く存在すると思われます。

しかしながら、今後、制度の浸透、障害者自立支援法の施行により、精神障害のある人の福祉サービス需要の伸びが見込まれること等により精神障害者保健福祉手帳を取得される方はさらに大きな伸びを示すことが予想されます。

[表 2-1-1] 松戸市における身体障害・知的障害・精神障害のある人の推移

(各年 3 月 31 日)

障害者別 年	身体障害のある人		知的障害のある人		精神障害のある人	
	手帳所持者数	指数	手帳所持者数	指数	手帳所持者数	指数
平成 14 年	8,383	100	1,343	100	515	100
平成 15 年	8,687	104	1,405	105	655	127
平成 16 年	9,300	111	1,464	109	813	158
平成 17 年	9,636	115	1,554	116	977	190
平成 18 年	10,071	120	1,645	122	1,135	220

指数：平成 14 年を 100 とした場合

(1) 身体障害のある人

1) 年齢区分別

身体障害者手帳所持者の年齢別構成割合では、65歳以上の手帳所持者の割合が55.7%（平成9年調査時41.4%）を占めます。

全体人数で平成9年からの9年間で3,574人(+55%)の増加となっています。

[表 2-1-2]

(平成 18.3.31)

年齢	18歳未満	18歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	合計
人数	315人	771人	3,377人	5,608人	10,071人
割合	3.1%	7.7%	33.5%	55.7%	100%

2) 障害別・等級別

障害別では、肢体不自由（53.7%）と内部障害（31.5%）で85.2%を占めます。

等級別では、1・2級の重度障害の人が4,608人で全体の45.7%となっています。

[表 2-1-3/障害別]

(平成 18.3.31)

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
人数	661人	696人	126人	5,412人	3,176人	10,071人
割合	6.6%	6.9%	1.3%	53.7%	31.5%	100%

[表 2-1-4/等級別]

(平成 18.3.31)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	2,535人	2,073人	2,044人	2,114人	550人	755人	10,071人
割合	25.1%	20.6%	20.3%	21.0%	5.5%	7.5%	100%

(2) 知的障害のある人

療育手帳所持者の年齢別構成割合は、40歳未満が82.2%を占め、65歳以上の高齢者の占める割合は、1.3%となっています。

障害の程度別では、重度障害の人の割合が44.3%となっています。

[表 2-1-5/年齢別]

(平成 18.3.31)

年齢	18歳未満	18歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	合計
人数	478人	875人	271人	21人	1,645人
割合	29.0%	53.2%	16.5%	1.3%	100%

[表 2-1-6/程度別]

(平成 18.3.31)

	重度 (A)	中度 (B-1)	軽度 (B-2)	合計
人数	729人	490人	426人	1,645人
割合	44.3%	29.8%	25.9%	100%

(3) 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成割合は、18歳～64歳で86.4%を占めます。

等級別では、2級が59.0%、1級と3級が20.5%と同割合を構成しています。

自立支援医療（旧 32 条公費負担）の対象患者数は、18年3月末で3,619名となっており大幅な伸びを示しています。

[表 2-1-7/年齢別]

(平成 18.3.31)

	18歳未満	18歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	合計
人数	7人	400人	580人	148人	1,135人
割合	0.6%	35.3%	51.1%	13.0%	100%

[表 2-1-8/等級別]

(平成 18.3.31)

	1級	2級	3級	合計
人数	233人	670人	232人	1,135人
割合	20.5%	59.0%	20.5%	

[表 2-1-9/自立支援医療（精神）患者数]

(各年 3 月 31 日)

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
人数	2,565人	2,867人	3,304人	3,619人
指数	100	112	129	141

[表 2-1-10／市内病床数・入院の状況]

(平成17年6月30日現在)

区分 年度	管内人口	精神病院数	病床数	入県院内患者院数	措置患者数	県内病院入院患者の内訳 (再掲)			
						圏内病院		圏外病院	
						数(人)	率(%)	数(人)	率(%)
15年度	472,351	1	370	543	8	307	56.5	236	43.5
16年度	474,099	1	370	567	12	331	58.4	236	41.6
17年度	474,082	1	370	581	12	328	56.5	253	43.5

(資料：松戸保健所事業年報)

(4) 難病（特定疾患）患者

特定疾患治療研究事業は、原因不明、治療方法が未確立で、難治度・重症度が高い患者の治療費の公費負担制度です。平成17年度末の対象疾患数は45疾患で、千葉県知事が認定する松戸市の患者数は2,103人となっています。

小児慢性疾患の公費負担制度である小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患数は11疾患で、千葉県知事が認定する松戸市の患者数は421人となっています。

松戸市では、昭和48年より特定患者等の難病療養者に対して、経済的負担の軽減のため援護金を支給しています。

[表 2-1-11] 平成17年度特定疾患治療研究費受給者

	疾患名	受給者数		疾患名	受給者数
1	ベーチェット病	57	24	モヤモヤ病（ウリス動脈輪閉塞症）	33
2	多発性硬化症	47	25	ウエゲナー肉芽腫症	6
3	重症筋無力症	48	26	特発性拡張型心筋症	51
4	全身性エリテマトーデス	229	27	多系統萎縮症	30
5	スモン	1	28	表皮水疱症	1
6	再生不良性貧血	26	29	膿胞性乾癬	4
7	サルコイドーシス	51	30	広範脊柱管狭窄症	5
8	筋萎縮性側索硬化症	21	31	原発性胆汁性肝硬変	58
9	強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎	104	32	重症急性膵炎	2
10	特発性血小板減少性紫斑病	113	33	特発性大腿骨頭壊死症	47
11	結節性動脈周囲炎	19	34	混合性結合組織病	18
12	潰瘍性大腸炎	393	35	原発性免疫不全症候群	7
13	大動脈炎症候群	30	36	特発性間質性肺炎	17
14	ビュルガー病	16	37	網膜色素変性症	90
15	天疱瘡	16	38	プリオン病	0
16	脊髄小脳変性症	58	39	原発性肺高血圧症	3
17	クローン病	92	40	神経線維腫症Ⅰ型Ⅱ型	1
18	劇症肝炎	0	41	亜急性硬化性全脳炎	0
19	悪性関節リウマチ	27	42	バッドキアリ症候群	1
20	パーキンソン病関連疾患	319	43	特発性慢性肺血栓塞栓症	3
21	アミロイドーシス	2	44	ライソゾーム病（ファブリー含む）	0
22	後縦靭帯骨化症	55	45	副腎白質ジストロフィー	1
23	ハンチントン舞踏病	1			
				合 計	2,103

(資料：松戸健康福祉センター)

[表 2-1-12] 平成 17 年度小児慢性特定疾患治療研究費受給者

	疾患名	受給者数		疾患名	受給者数
1	悪性新生物	56	7	糖尿病	23
2	慢性腎疾患	50	8	先天性代謝異常	12
3	慢性呼吸器疾患	26	9	血友病等血液・免疫疾患	15
4	慢性心疾患	103	10	神経・筋疾患	23
5	内分泌疾患	90	11	慢性消化器疾患	6
6	膠原病	17			
			総受給者数		421

平成 17 年 4 月 1 日制度改正 (10 疾患⇒11 疾患)

(資料：松戸健康福祉センター)

[表 2-1-13] 平成 17 年度松戸市難病者援護金受給者

(平成 18.3.31)

	対象疾患名	受給者数
1	特定疾患公費負担対象疾患 (45 疾患)	1,531 人
(小児慢性特定疾患)		
2	ネフローゼ症候群	17 人
3	悪性新生物	27 人
4	膠原病	1 人
5	先天性代謝異常	10 人
6	慢性心疾患	62 人
(市が認定した難病)		
7	難治性肝炎	369 人
8	悪性腎硬化症	1 人
9	慢性腎炎 (腎機能不全)	643 人
10	進行性筋ジストロフィー症	15 人
11	脊髄性進行性筋萎縮症	5 人
12	末梢神経性進行性筋萎縮症	0 人
合 計		2,680 人

2 人口の推移

(1) 総人口

松戸市の人口は、昭和40年代から昭和50年代前半にかけ急激な増加を示し、昭和55年に40万人を超え、以降は穏やかな増加を示しています。

一世帯あたりの構成人員においては、昭和62年に3人を下回り、平成18年10月では2.42人と一層の核家族化が進んでいます。

松戸市総合計画において、本計画の目標年度の平成22年における総人口を、479,076人と設定し、高齢人口が人口の1/5を占めると推測しています。

[表 2-2-1]

	実績値	設定値（目標年）
	平成18年	平成22年
総人口	468,380人（100.0%）	479,076人（100.0%）
年少人口（0-14歳）	64,652人（13.80%）	64,447人（13.45%）
生産人口（15-64歳）	326,089人（69.62%）	321,557人（67.12%）
高齢人口（65歳以上）	77,639人（16.58%）	93,072人（19.43%）

(2) 障害のある人の推計

障害のある人の人数の将来の推計手法については確立されたものがなく、ここでは最近の手帳の取得状況を参考に推計しました。

[表 2-2-2]

区分	平成18年	平成22年（目標年）
総人口	468,380人	479,076人
障害のある人の総数	12,851人（2.7%）	16,900人（3.5%）
身体障害	17歳以下	315人
	18歳～64歳	4,148人
	65歳以上	5,608人
	小計	10,071人
知的障害	17歳以下	478人
	18歳～64歳	1,146人
	65歳以上	21人
	小計	1,645人
精神障害	17歳以下	7人
	18歳～64歳	980人
	65歳以上	148人
	小計	1,135人

3 障害のある児童・生徒の就学状況

アンケート調査で「通学している」と回答された275名の児童・生徒の内訳は、小・中学校の通常学級が52名、特別支援学級が93名、盲・ろう学校・養護学校が123名、高等学校が6名、専門学校等が1名となっています。

松戸市の小・中学校の特別支援学級の児童数・学級数は次表のとおりです。

[表 2-3-1] 小学校就学状況 (各年5月1日)

	計	知的障害	言語治療	難聴	情緒障害	病弱	弱視
平成15年	251 (38)	161 (24)	46 (5)	2 (1)	40 (6)	1 (1)	1 (1)
平成16年	262 (44)	160 (27)	50 (7)	2 (1)	47 (7)	2 (1)	1 (1)
平成17年	268 (43)	164 (26)	51 (7)	2 (1)	47 (7)	3 (1)	1 (1)
平成18年	277 (44)	177 (28)	41 (6)	2 (1)	53 (7)	3 (1)	1 (1)

() 内は学級数

[表 2-3-2] 中学校就学状況 (各年5月1日)

	計	知的障害	難聴	情緒障害	病弱
平成15年	66 (14)	53 (10)	2 (1)	9 (2)	2 (1)
平成16年	77 (14)	61 (10)	2 (1)	12 (2)	2 (1)
平成17年	89 (15)	74 (11)	3 (1)	11 (2)	1 (1)
平成18年	103 (17)	88 (13)	2 (1)	10 (2)	3 (1)

() 内は学級数

4 障害のある人の就労状況

松戸公共職業安定所（ハローワーク）の障害のある人の職業紹介・法定雇用率達成状況は下表のとおりです。

表中の障害者に精神障害のある人は含まれていません。

なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正により平成18年4月1日より法定雇用率に精神障害者保健福祉手帳所持者も算定対象となりました。

[表 2-4-1 職業紹介状況]

	新規求職 申込件数	紹介件数	就職件数	登録者数（年度末）		
				有効求職者	就業中の者	保留中の者
14年度	600人	835人	160人	1,031人	1,197人	3人
15年度	535人	892人	168人	1,241人	1,257人	3人
16年度	555人	1,017人	169人	1,253人	1,298人	2人
17年度	587人	1,391人	191人	1,456人	1,416人	13人

（資料：松戸公共職業安定所）

[表 2-4-2 法定雇用率達成状況]

（平成17年6月1日現在）

	ハローワーク松戸管内				
	対象企業数	常用労働者数	障害者数	障害者雇用率	雇用率達成率
建設業	3	242人	0人	0.00%	0.0%
製造業	45	7,870人	170人	2.16%	66.7%
電気・ガス・水道業	1	157人	1人	0.64%	0.0%
運輸・通信業	18	2,936人	39人	1.33%	33.3%
卸・小売業・飲食店	41	9,520人	122人	1.28%	26.8%
金融・保険業	1	94人	0人	0.00%	0.0%
サービス業	66	8,678人	122人	1.41%	40.9%
計	175	29,497人	454人	1.54%	42.3%
56～99人	78	5,863人	85人	1.45%	37.2%
100人～299人	79	11,278人	160人	1.42%	48.1%
300人～499人	6	1,542人	28人	1.82%	66.7%
500人以上	12	10,814人	181人	1.67%	25.0%

（資料：松戸公共職業安定所）